

給食会たより

令和3年度第5号
(公財)熊本市学校給食会
R3.8.31 文責：本郷

食品安全衛生研修会

県のまん延防止等重点措置の中、8月19日に食品安全衛生研修会を行いました。このような時期に開催した理由は、「食品衛生法等の一部を改正する法律」の経過措置期間が終了し、6月から、原則として、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務化され、給食会の登録要件である食品衛生監視票が営業許可制度の見直しにより変更されたからです。

開催に当たっては、内容を「食品衛生法等の改正と食品衛生監視票」に焦点化し、参加者を半数ずつに分け、距離を取った座席、検温を含むチェックリストの記入、換気、消毒、マスクの徹底等の新型コロナ対策を行いました。

まず、熊本市保健所食品保健課の水田様に「本年6月1日から義務化となったHACCPに関する衛生管理について」講話していただきました。主な内容は表のとおりで、一般衛生管理とHACCPに沿った衛生管理が両輪であること、業界団体が作成した手引書について、保健所の立場から見た衛生監視票について等をパワーポイントを使い、具体例を挙げながら一つ一つ分かりやすく解説していただきました。

主な研修内容

- ・食品衛生法改正の概要
- ・衛生管理はどのように変わるのか
- ・HACCPに沿った衛生管理とは
- ・衛生監視票の変更とそのポイント

次に、本会の事務局長が3月に実施したHACCPアンケートの結果と考察を話しました。早速行動を起こすので資料が欲しいと言われるところもあり、うれしく思いました。また、本年度起こった物資の異常・異物混入の状況について情報を共有し、留意してほしい点をお願いしました。

本会の使命である「安全・安心な給食用物資の提供」にとって、非常に有意義な研修となりました。

【食品保健課水田様の講話の様子】

